

[事案 17-14] 特約解約無効・新契約無効確認請求

- ・平成 17 年 9 月 9 日 裁定申立受理
- ・平成 17 年 12 月 26 日 和解成立

< 事案の概要 >

盲腸で入院給付金を請求したところ、契約後 2 年以内により告知義務違反の疑いがあるため、入院給付金は支払うことはできないと言われ、初めて自分は転換したつもりだったものが新規保険に契約していたことが判明。転換扱いに変更のうえ、入院給付金を支払ってほしいとして裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

相手方会社には 30 数年前から何回か転換を行いながら継続して加入し、16 年 12 月に盲腸炎で 5 日ほど入院したので、入院給付金を請求した。ところが、契約は 15 年 5 月に新規に加入した保険で、契約後 2 年以内の告知義務違反が判明したので入院給付金が支払われないと保険会社から通知がり、契約転換をしたと思っていた契約が新規加入契約だと知った。納得いかないのので、契約の転換取扱いに変更し、告知義務違反を撤回したうえで入院給付金の支払いを求める。

< 保険会社側の主張 >

申立人の契約状況を確認したところ、下記 1. ~ 3. が判明した。よって、申立てについては、新規加入した契約ではないとの主張は認められず、本件契約は 1 泊 2 日からの入院での給付金支払（別の契約は 4 日間免責）、保険料免除特約が付いている有利な保険なので、本契約を否定することは申立人にとって不利になると判断する。よって告知義務違反の主張は撤回し、盲腸炎での入院給付金を支払うことでの解決を望みたい。

- 1 . 平成 15 年 4 月 12 日付の申込書で、医療特約等を付加のうえ、新規に加入した保険契約（契約日 5 月 1 日）があり、申込書上「ご契約のしおり-定款・約款」「ご契約の申込にあたって」パンフレットを各受領した旨の受領印が所定箇所に捺印されている。営業職員（退社済み）に確認したところ、申立人に保険設計書の内容を説明のうえ、新規申込書に記入してもらっている。
- 2 . 申立人には、本契約以外に、転換継続していた契約が存在するが、15 年 5 月に付加していた疾病特約等の特約を解約している。
- 3 . 16 年 12 月に提出された入院給付金請求書に添付されてきた「診断書」に、本契約の告知書に記載されていない病名が記載されていたことから、告知事項の不告知による特約の解除可能性もあったことから、事実調査をしようとしたところ、申立人から医師への調査の承諾を拒否されたため、請求のあった入院給付金の支払いを一時拒んだが、新規に加入した契約の成立から 2 年が経過し告知事項と関係のある入院等も発生していないことから、告知義務違反による解除もできないこととなった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、会社の申出内容に沿って和解案を作成のうえ双方に示したところ、双

方の合意を得たので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。